

第4章 原子力政策の展開

第1節 原子力を巡る環境と政策対応

2015年度は、震災以降、エネルギーの安定供給、エネルギーコストの上昇、CO₂排出量の増加という課題に直面してきた我が国のエネルギー政策にとって、原子力に関係した大きな動きが2つありました。一点目は、新規規制基準の下で、初めて原発が再稼働をしたことです（2015年8月11日：九州電力川内原発1号機）。

二点目は、2030年度の電源構成に占める原発比率として、20～22%という見通しが示されたことです。（2015年7月16日：長期エネルギー需給見通し）

他方、2015年度は、このような動きと前後して、①原発依存度の低減、②安全・災害対策、③使用済み燃料対策、④福島復興と廃炉・汚染水対策、といった諸課題について、原子力関係閣僚会議（2015年10月6日、2016年3月11日）、最終処分関係閣僚会議（2015年12月18日）を開催し、政府一体となってこれらの諸課題を解決していくという姿勢を明確にしたところです。

さらに、以下の各節に記述しているとおり、原発の安全性向上や安定な事業環境の確立、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組や核燃料サイクルの推進、国民・自治体からの信頼回復や国際協力のための施策を行ってきたところです。

第2節 福島の再生・復興に向けた取組

（再掲 第1部第2章 参照）

第3節 原子力利用における不断の安全性向上と 安定的な事業環境の確立

1. 原子力利用における不断の安全性向上

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、エ

ネルギー基本計画においては、原子力事業者を含む産業界による自主的かつ不断に安全を追求する事業体制の確立や安全文化の醸成、過酷事故対策を含めた軽水炉安全性向上に資する技術や信頼性・効率性を高める技術等の開発、東京電力福島第一原子力発電所や今後増える古い原子力発電所の廃炉を安全かつ円滑に進めるための高いレベルの原子力技術・人材の維持・発展、周辺国の原子力安全の向上に貢献できる原子力技術・人材の維持・発展、資源の有効活用や放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点からの国際協力を含めた高速炉等研究開発、安全性の高度化に貢献する原子力技術の研究開発の推進が必要であるとされました。これらの課題に対応するためには、関係者間の役割分担を明確化するとともに相互に認識し、我が国全体として重畳を廃して最適な取組が進められることが必要となります。

このような問題意識の下、原子力小委員会の下に「自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ」が設置されました。本ワーキンググループにおいては、当面は喫緊の課題への対応として、東京電力福島第一原子力発電所以外の廃炉を含めた軽水炉の安全技術・人材の維持・発展に重点を置き、国、事業者、メーカー、研究機関、学会等関係者間の役割が明確化された「軽水炉安全技術・人材ロードマップ」を作成し、これらに関係者間で共有するとともに、原子力事業者を含めた産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善すべき内容の取りまとめを行うこととされました。大学、研究機関等を中心とする有識者を委員とし、産業界団体、文部科学省、研究機関などからの代表をオブザーバーとして、2014年9月24日から2015年5月27日まで9回にわたり、軽水炉安全技術・人材ロードマップの作成と原子力の自主的安全性向上に係る取組の改善内容案の取りまとめに向けて活発な議論が行われました。その際、海外有識者をプレゼンターとして迎え、国外の知見を積極的に取り込むとともに、電気事業者、メーカー、産業界団体等を招聘し、安全性向上に向けた各主体の具体的な取組を報告いただくことにより、産業界における自主的安全性向上の取組の実態を把握しました。これらを踏まえ、2015年5

第4章 原子力政策の展開

月27日、「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」が2014年5月に示されてから約1年の間に、電気事業者、メーカー、産業界団体、学会、政府等により、原子力の自主的安全性向上の取組がどのように進められてきたかを総点検し、横断的な課題や各主体の取組の改善点を示す「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」が取りまとめられました。また、2015年6月16日、本ワーキンググループと日本原子力学会のキャッチボールを通じて、「軽水炉安全技術・人材ロードマップ」が取りまとめられました。

〔原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言(概要)〕

- (1)適切なリスク管理と予期しない事態へのレジリエンス向上によるリスクの低減
- ①発電所の運転・保守を含む日々のリスク管理へのPRAの活用
 - ②外的事象、多数基立地条件、過酷条件下での人間信頼性等に関するリスク評価手法の高度化
 - ③現場からトップまでのリスク情報伝達の在り方と意思決定の仕組みの改善
 - ④原子力安全推進協会(JANSI)によるプラントの総合評価システム等の早期確立と安全性向上に向けたインセンティブの早期導入
 - ⑤規格統一化された緊急時対応体制の整備、緊急時の意思決定を独立して監視する人材の各発電所への配置
 - ⑥産業界による多数基立地等を考慮した自主的な安全目標の設定
- (2)事故の可能性も想定した外部ステークホルダーとの適切なリスクコミュニケーション(適切な情報発信と外部ステークホルダーからのフィードバックの自らの意思決定への取り込み)の具体化
- ①事故も想定した原子力リスクの発信と、発信した情報に対するフィードバックを自らの意思決定に取り込む方法の検討
 - ②地方自治体の地域防災計画策定等に貢献するためのリスク情報の活用方法の検討
- (3)東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた組織安全文化の改善と安全確保のための人材育成の継続
- ①疑問を提示し、それを議論する風土づくり実施
 - ②意思決定の組織文化等への依存性や第三者意見の重要性等を踏まえた適切なリスクマネジメント

ト体制の構築

- ③適切な安全文化指標等を用いた安全文化改善の継続的な監視と、世界の良い事例に学ぶ姿勢の強化
 - ④技術以外の知識も活用した安全管理や国際安全基準の策定等において活躍できる人材の育成、社会人教育機能の整備
 - ⑤リスク分析やリスク管理及び事故を想定した外部ステークホルダーとのリスクコミュニケーションを実施できる人材の育成
 - ⑥国際安全基準の策定や新規導入国における原子力安全確保に貢献できる人材の育成に向けた取組の進捗状況の確認
 - ⑦海外や他産業分野の良好事例等を参考にした資格制度や社会人の継続的な教育システムの検討
 - ⑧廃炉や除染等に人材を呼びこむための方策の検討
- (4)安全性向上と技術・人材の維持・発展に係る利用と規制の連携強化
- (5)明確な優先順位付けがなされた軽水炉安全技術・人材ロードマップの策定と国内外からの多様な指摘を踏まえたローリングの実施

また、文部科学省では、大学等における原子力人材育成に関する現状と課題を踏まえた今後の原子力人材育成に係る政策の在り方について調査・検討を行うため、2015年4月に科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会の下に原子力人材育成作業部会を設置しました。本作業部会では、大学における専門的な人材育成の在り方や原子力人材育成に必要な研究施設の在り方等について、経済産業省とも連携・協力の上、大学や研究機関等の有識者による議論を進めています。

＜具体的な主要施策＞

(1)発電用原子炉等安全対策高度化事業

【2015年度当初：48.0億円】

東京電力福島第一原子力発電所事故で得られた教訓を踏まえ、原子力発電所の包括的なリスク評価手法の高度化等、更なる安全対策高度化に資する技術開発及び基盤整備を実施しました。

(2)革新的実用原子力技術開発費補助金

【2015年度当初：2.5億円】

革新的な技術の導入によりシビアアクシデント対

策の高度化を図る技術開発等、革新的な原子力技術であってその実用化を図ることが必要なもので、特に安全性の向上や廃棄物減容・有害度低減に資する技術開発を支援しました。

(3)安全性向上原子力人材育成委託費

【2015年度当初：1.5億円】

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置や既存原子力発電所の安全確保等のため、原子力施設のメンテナンス等を行う現場技術者や、産業界等における原子力安全に関する人材等の育成を支援しました。

(4)原子力人材育成等推進事業費補助金

【2015年度当初：3.5億円】

原子力の基盤を支えるとともに、より高度な安全性の追求、世界の原子力施設の安全確保への積極的貢献等のためには、幅広い原子力人材を育成することが必要であるという認識の下、産学官の関係機関が機関横断的に連携することにより、効果的・効率的・戦略的に人材育成を行う取組を支援する「国際原子力人材育成イニシアティブ」事業を実施しました。

2. 新たな環境下での事業環境の整備

(1)再処理等抛出金法案の提出

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。

自由化により事業者間の競争が進み、また、原発依存度が低減する新たな環境下での課題への対応策についても議論を行った総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の「中間整理」(2014年12月)においては、「事業者が共同実施してきた核燃料サイクル事業について、(略)各事業者からの資金抛出の在り方等を検証し、この検討を踏まえて、必要な措置を講じていくことが重要」との方向性が示されました。

また、第189回通常国会における衆議院経済産業委員会の「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」に対する附帯決議においては「核燃料サイクル事業については(中略)実施主体である認可法人に対して抛出金の形で資金が支払われる最終処分への仕組みを参考として遅滞なく検討」を行うこととされました。

こうした議論を踏まえて、2015年6月、原子力小委員会の下に「原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ」を設置し、新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要な制度的措置について検討を行い、2016年2月に中間報告を取りまとめました。これを踏まえ、①事業者が発電時に再処理等に必要な資金を拠出することを義務付ける抛出金制度の創設、②再処理等を着実に実施する責任を有する認可法人(「使用済燃料再処理機構」)の設立、③認可法人の意思決定は、第三者(有識者)を含む運営委員会におい行うとしつつ、人事や予算等の認可等を通じて国が一定の関与を行うガバナンス体制の構築の3つを柱とする再処理等抛出金法案を国会に提出しました。

(2)原子力損害賠償制度の見直しについて

我が国の原子力損害賠償制度は、1961年に原子力損害の賠償に関する法律が制定されて以降、必要な見直しが行われてきましたが、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるため、エネルギー基本計画を踏まえ、原子力損害賠償制度の見直しについて検討が行われています。「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」での検討を踏まえ、原子力委員会の下にある「原子力損害賠償制度専門部会(部会長：濱田純一 東京大学名誉教授)において、専門的かつ総合的な観点からの検討が開始されました。2015年5月21日に第1回が開催されてから、2016年4月までに、9回にわたって議論が行われており、原子力損害賠償制度の基本的枠組み、原子力損害賠償に係る制度の在り方、被害者救済手続の在り方等について検討が行われています。

第4節 対策を将来へ先送りせず、着実に進める取組

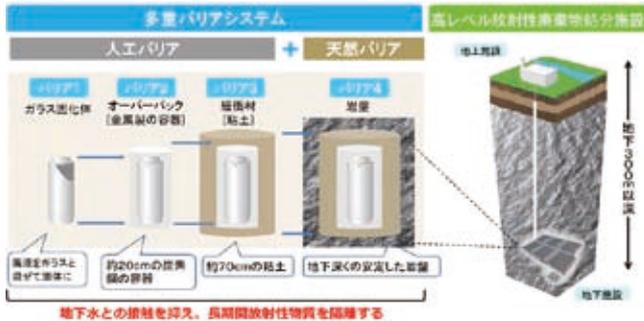
1. 高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組

(1)最終処分法に基づく基本方針の改定

高レベル放射性廃棄物の処分については、2000年に制定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(最終処分法)」に基づく処分事業の実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)が、2002年から法定調査の受入れ自治体の公募を開始しましたが、現在に至るまで法定調査の最初の調査である文献調査の実施に至っていません。

第4章 原子力政策の展開

【第344-1-1】高レベル放射性廃棄物の処分方法



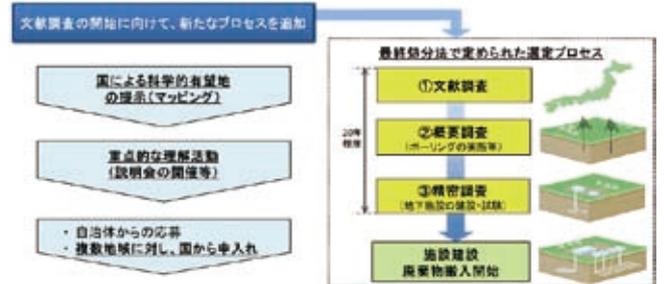
こうした状況を反省し、2013年から、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループ(WG)や最終処分関係閣僚会議において、最終処分に向けた取組の見直しについて議論を開始し、そうした議論を踏まえ、2015年5月、最終処分法に基づく基本方針を7年ぶりに改定(閣議決定)しました。改定のポイントは以下のとおりです。

(基本方針改定のポイント)

- ①現世代の責任と将来世代の選択可能性
 - ・廃棄物を発生させてきた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、地層処分に向けた対策を確実に進める。
 - ・基本的に可逆性・回収可能性を担保し、将来世代が最良の処分方法を選択可能にする。幅広い選択肢を確保するため代替オプションを含めた技術開発等を進める。
- ②全国的な国民理解、地域理解の醸成・最終処分手業の実現に貢献する地域に対する敬意や感謝の念や社会としての利益還元の必要性が広く国民に共有されることが重要。
 - ・国から全国の地方自治体に対する情報提供を緊密に行い、丁寧な対話を重ねる。
- ③国が前面に立った取組
 - ・国が科学的により適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を提示するとともに、理解活動の状況等を踏まえ、調査等への理解と協力について、関係地方自治体に申入れを行う。
- ④事業に貢献する地域に対する支援
 - ・地域の主体的な合意形成に向け、多様な住民が参画する「対話の場」の設置及び活動を支援する。
 - ・地域の持続的発展に資する総合的な支援措置を検討し、講じていく。
- ⑤推進体制の改善等
 - ・事業主体であるNUMOの体制を強化する。

- ・信頼性確保のために、原子力委員会の関与を明確化し、継続的な評価を実施する。原子力規制委員会は、調査の進捗に応じ、安全確保上の考慮事項を順次提示する。
- ・使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める。

【第344-1-2】高レベル放射性廃棄物の最終処分に
関する基本方針の改定



(2)全国的な対話活動の実施

基本方針の改定後、地層処分の必要性や基本方針改定の背景・考え方等について広く全国の国民と対話活動を行うため、2015年5月から6月にかけて、地域ブロック毎に全国9ヵ所でシンポジウムをNUMOとともに開催しました。また、こうした国民との対話活動とあわせて、全国の自治体にも情報提供を緊密に行うことを目的に、都道府県毎に説明会を開催しました。

同年10月には、当該一ヶ月を「国民対話月間」と定め、さらに広く国民の理解を得るべく全国的な対話活動を実施しました。具体的には、同年5月から6月にかけて実施したシンポジウムにおいて、地層処分の安全性や処分地選定の進め方に関する関心が多く寄せられたことを踏まえ、処分地に求められる適性や段階的な選定の進め方を中心のテーマとしたシンポジウムを改めて全国9ヵ所で開催しました。

また、こうした大規模なシンポジウムとあわせて、全国の各地域に根ざした活動を行っているNPO法人等と連携し、地層処分に関する様々なテーマについてグループワークなどを行う、少人数規模のワークショップも実施しました。

こうした対話活動の実施を踏まえ、2015年12月に開催された最終処分関係閣僚会議において、今後の取組方針を以下のとおり決定しました。

(今後の取組方針)

- ①地層処分の推進について、更に幅広い国民の理解と協力を得られるよう、関係行政機関の緊密な連携の下、国民理解の醸成、地域対応の充実、科学的有望地の検討を積極的に進める。
- ②原子力委員会に体制を整え、上記の取組の進捗に

つき、評価を行う。

- ③上記①及び②を通じ、科学的有望地について、地層処分の実現に至る長い道のりの最初の一步として国民や地域に冷静に受け止められる環境を整えた上で、2016年中の提示を目指す。

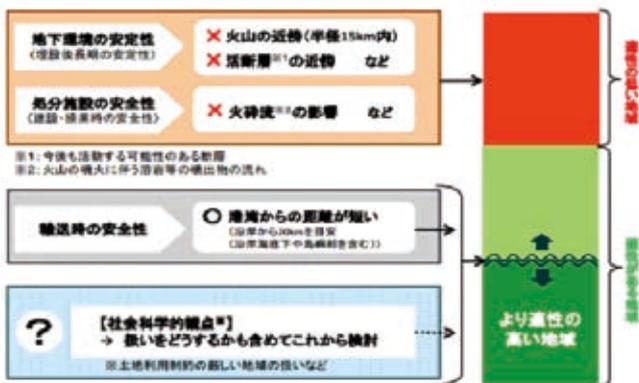
(3)科学的有望地の要件・基準等に関する議論

2014年9月に開催された最終処分関係関係会議における決定を踏まえ、国が提示する予定の科学的有望地の要件・基準等について、同年10月以降、地球科学的観点及び社会科学的観点の両面から、総合資源エネルギー調査会の下に設置された放射性廃棄物WG及び地層処分技術WGにおいて、専門家による議論を開始しました。

地層処分技術WGでは、地球科学的観点を中心とした安全性の観点から、①地下環境の安定性（埋設後長期の安定性）、②処分施設の安全性（建設・操業時の安全性）、③廃棄物の輸送時の安全性、について議論が進められ、2015年12月に中間整理が行われました。本中間整理については、学術的知見及び利用する文献・データの妥当性等について精緻化を進めるため、2016年1月から4月にかけて、関係学会に所属する会員等への説明・照会が行われました。

また、社会科学的観点の扱いについては、これまでの対話活動において様々な意見が出ていることを踏まえ、今後さらに対話活動を通じて国民の声を聴きつつ、放射性廃棄物WGにおいて慎重に検討することとしています。

【第344-1-3】科学的有望地の要件・基準に関する審議会での検討状況



**(4)放射性廃棄物の処分に関する調査・研究
【2015年度当初：34.5億円】等**

高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性と安全性のより一層の向上を目指すため、海域における地質環境の評価技術開発や、深地層の研究施設

等を活用した地質環境調査技術、操業技術等の工学技術及び安全評価技術の信頼性向上を図るとともに、TRU廃棄物処理・処分技術の高度化等を行いました。加えて、廃棄物の回収可能性の維持が安全性に与える影響調査や、使用済燃料を直接処分する際の技術的課題に関する調査研究等を行いました。また、原子力発電所の廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分について、実物大の地下空洞を利用して、埋戻し等の閉鎖技術に関わる施工試験を実施し、施工された埋戻し材の初期性能や埋戻しに伴う周辺の岩盤への影響等について評価・検討を行いました。さらに、原子力発電所の解体により生じるクリアランスレベル以下の金属廃棄物の有効利用に向け、余裕深度処分で使用される廃棄物の容器として再利用するための調査・研究を行いました。

2. 核燃料サイクル政策の推進

エネルギー基本計画において決定したとおり、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としています。

核燃料サイクルに関する諸課題は、短期的に解決するものではなく、中長期的な対応を必要とします。また、技術の動向、エネルギー需給、国際情勢等の様々な不確実性に対応する必要があることから、対応の柔軟性を持たせることが重要です。

<具体的な主要施策>

**(1)次世代再処理ガラス固化技術基盤研究事業
【2015年度当初：8.0億円】**

原子力発電所等の操業・廃止時の除染等により発生する低レベル放射性廃液等の組成にあったガラス固化技術の確立を目指し、各々の組成に対応した「ガラス」及び「ガラス溶融炉の運転制御技術」に関する試験等を実施しました。

**(2)高速炉等技術開発委託費
【2015年度当初：46.1億円】**

高速炉の高い安全性を実現するため、第4世代原子力システムに関する国際フォーラム(GIF)の枠組みによる国際協力の下での国際的な安全設計基準の策定に向けた取組を実施しました。また、放射性廃棄物の有害度の低減及び減容化等に資する高速炉の

第4章 原子力政策の展開

研究開発を、日仏間の国際協力(ASTRID 開発協力)を活用して実施しました。

(3)高速増殖炉サイクル技術の研究開発

【2015年度当初：291.6億円】

高速増殖炉サイクル技術については、放射性廃棄物の減容・有害度低減に資するため、マイナーアクチニドの分離技術やマイナーアクチニド含有燃料製造技術等の基盤的な研究開発に取り組みました。また、これまでの「もんじゅ」の研究開発で得られた知見を生かし、ASTRID開発へ協力するとともに、米国や仏国等との国際協力を進め、GIFの枠組みにおいて、シビアアクシデント発生時の高速増殖炉の安全性向上に向けた研究開発等に取り組みました。「もんじゅ」については、エネルギー基本計画に定められた方針に従い、実施体制の再整備等について対応を行いました。しかし、2015年11月に原子力規制委員会より日本原子力研究開発機構に代わる新たな運営主体を求めるなどの勧告を受け、有識者による「もんじゅの在り方に関する検討会」を開催し議論を進めています。「常陽」については、計測線付実験装置(MARICO-2)試料部の切り離し失敗によるトラブルからの復旧作業を完了しました。

(4)日仏高速炉協力

2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、「米国や仏国等と国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組む」とされているところ、2014年5月の安倍総理訪仏の際に、日本側の経済産業省と文部科学省、仏側の原子力・代替エネルギー庁が、フランスのナトリウム冷却高速炉の実証炉開発計画である第4世代ナトリウム冷却高速炉実証炉(ASTRID)計画及びナトリウム冷却炉の開発に関する協力取決めに署名し、日仏間の研究開発協力を開始しました。

この日仏ASTRID開発協力に関して、2015年には、ASTRIDの概念設計取りまとめに反映するための研究開発協力や今後の試験計画の立案等に取り組みました。

なお、2015年10月に、安倍総理とヴァルス仏国首相の出席を得て開催された原子力分野における日仏協力に関する会合において、ASTRID計画等の第四世代の高速炉に関する協力の深化について話し合われました。

(5)再処理積立金法の運用【制度】

使用済燃料の再処理やこれに伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分等の事業は、長期にわたる事業であることから、これに必要な費用を計画的かつ確実に確保するため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号)に基づき、電気事業者等が必要な費用を確保し、外部の資金管理人に積み立てることとされました。同法に基づき、必要な費用の積み立てが行われています。

(6)使用済燃料対策

原発の再稼働や廃炉が進展する中、使用済燃料対策は喫緊の課題と考えています。このため、昨年10月の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定しました。本プランに基づき、昨年11月、電力事業者から「使用済燃料対策推進計画」の報告を受けました。同計画によれば、事業者は、2020年頃に計4,000トン程度、2030年頃に計6,000トン程度の使用済燃料の貯蔵容量を確保することを目指すとしています。今後とも、貯蔵能力の拡大などの使用済燃料対策について、事業者の計画を適切にフォローアップするなど、国もこれまで以上に積極的に関与して進めてまいります。

第5節

国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、国民の多くがこれまでの原子力政策に不信を抱き、また、原子力政策を担う行政や原子力発電所の運営を行う事業者に対する信頼が失墜しているという現状を真摯に受け止め、今後、国民、自治体との信頼関係を構築していくことが重要です。

また、事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和的利用に貢献していくとともに、核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うことは我が国の責務であり、世界からの期待でもあります。

<具体的な主要施策>

1. 原子力利用における取組

(1)国民、自治体との信頼関係の構築

①原子力総合コミュニケーション事業**【2015年度当初：7.0億円】**

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、被災地のみならず全国における放射線に関する理解の促進や風評被害の防止のための取組を行いました。具体的には、全国の自治体の講演会等に放射線の専門家を派遣したほか、次世代層を対象とした体験型の実験教室の開催や教育職員を対象としたセミナーを開催しました。

核燃料サイクル施設の立地地域(立地県・立地市町村等)等に対しては、原子力を含むエネルギー政策や核燃料施設等の新規規制基準、核燃料サイクル施設の現状、放射線の基礎知識等について、科学的根拠や客観的事実に基づく放射線の基礎知識やエネルギー及び核燃料サイクル施設に関する的確な情報を立地地域住民に提供しました。具体的には、2015年度は、定期刊行物の発行、地域住民が多く訪れる場所や各種イベントを活用した広報及び立地地域のみならず電力消費地を含めた多様なステークホルダーとの丁寧な対話や情報共有のための取組強化等により、きめ細やかな広聴を実施しました。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分についての国民的理解の醸成、社会的合意形成を図るため、最終処分に対し多様な意見を有する方々が討議を行う双方向シンポジウムや全国各地で最終処分問題に関する意見交換を行う理解促進・支援事業等の広聴・広報活動を実施しました。

さらに、エネルギー・原子力政策について、立地地域のみならず、電力消費地域をはじめとした国民への理解を一層進めるため、エネルギー・原子力政策に関するシンポジウムを東京、大阪、名古屋などで計6回開催しました。

②原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業**【2015年度当初：23.0億円】**

原子力発電所の安全や運転を支える立地地域の経済の活性化、雇用の確保を図る観点から、長期稼働停止による地域への影響を緩和と、中長期的な地域の産業基盤の強化を図るため、地域資源を活用した産品・サービスの開発、販路拡大、PR活動等の地域の取組を支援しました。

③地域担当官事務所等による広聴・広報

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、国民の間に原子力に対する不信・不安が高まっており、エネルギーに関わる行政・事業者に対する信頼が低

下しています。この状況を真摯に受け止め、その反省に立って信頼関係を構築するためにも、原子力に関する丁寧な広聴・広報が必要であることから、予算を活用した事業のほか、地域担当官事務所等も活用して、地域のニーズに応じた、双方向のコミュニケーションに関する取組を強化しました。

④原子力教育に関する取組

原子力についてエネルギーや環境、科学技術や放射線等幅広い観点から総合的にとらえ、適切な形で学習を進めるため、全国の都道府県が主体的に実施する原子力を含めたエネルギーに関する教育の取組(副教材の作成・購入、指導方法の工夫改善のための検討、教員の研修、施設見学、講師派遣等)に必要な経費を交付する「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」を運用しました(2015年度交付件数：27都道府県)。

⑤立地自治体等との信頼関係の構築に向けた取組

原子力発電所の再稼働に当たっては、政府職員が立地自治体などに赴いたり、要望に応じて自治体主催の説明会に参加したりして、国の方針や対応を説明するなど、丁寧な理解活動を進めました。

⑥電源立地地域との共生

電源立地地域対策交付金については、交付金の用途を従来の公共用施設の整備に加え、地場産業振興、福祉サービス提供事業、人材育成等のソフト事業にも拡充するなど、立地自治体のニーズを踏まえた電源立地対策を実施してきています。再稼働や廃炉など原子力発電所を取りまく環境変化は様々であり、今後は、立地地域の実態に即したきめ細やかな取組を進めることが重要となります。

⑦原子力発電所の再稼働に向けた取組

我が国は、エネルギー基本計画において、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしています。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得よう、取り組むこととしています。

そのような方針の下で、川内原発1・2号機については、2014年9月に原子炉設置変更許可がなされ、同月には、総理を議長とする原子力防災会議において、川内地域の避難計画が具体的かつ合理的であること

第4章 原子力政策の展開

を確認しました。また、政府の関係機関が、鹿児島県などが主催する住民説明会や県議会等の場で、安全審査の結果、原子力・エネルギー政策等について説明を行ってきました。2014年10月には岩切薩摩川内市長が、同年11月には伊藤鹿児島県知事が、再稼働について理解を表明しました。その後、2015年には原子力規制委員会の審査が進み、新規制基準の施行後初めての再稼働に至りました。

高浜原発3・4号機については、2014年2月に原子炉設置変更許可がなされ、同年12月には、原子力防災会議において、高浜地域の避難計画が具体的かつ合理的であることを確認しました。また、福井県や京都府においても説明会を行い、同年12月には、野瀬高浜町長および西川福井県知事が、再稼働について理解を表明しました。

伊方原発3号機については、2015年7月に原子炉設置変更許可がなされ、同年10月には、原子力防災会議において、伊方地域の避難計画が具体的かつ合理的であることを国が確認しました。また、政府の関係機関が愛媛県が主催する住民説明会や県議会等の場で、原発の安全対策やエネルギー・原子力政策などについて説明を行い、同年10月には、山下伊方町長および中村愛媛県知事が、再稼働について理解を表明しました。

(2)原子力発電に係る国際枠組みを通じた協力

①IAEAでの協力

(ア)原子力発電の理解促進への取組

国際原子力機関への拠出を通じ加盟国の政府や電力会社等の原子力広報担当者を対象としたワークショップを開催しました。これにより、原子力発電の役割や安全性に関する正確な情報の提供、透明性の高い情報公開による、原子力に対する一般公衆の理解を増進する活動に協力、貢献しました。

(イ)原子力発電導入のための基盤整備支援への取組

国際原子力機関への拠出を通じ、原子力発電導入を検討している国へIAEA及び国際的な専門家グループによるレビューミッション派遣等の支援を行い、その評価を通じて当該国の制度整備等が確実になされ、核不拡散、原子力安全等への対応がなされることに協力、貢献しました。

(ウ)原子力関連知識の継承への取組

国際原子力機関への拠出を通じ、原子力発電を導入・検討している国を対象としたセミナー・ワーク

ショップの開催、大学における国際原子力マネジメントコースの認定、出版物の作成等を通じて、我が国及びIAEA加盟国が持つ、原子力に関する知識・技術を適切に継承するための活動に協力、貢献しました。

(エ)核不拡散への取組

IAEAが行う核拡散抵抗性、保障措置、核セキュリティに関する検討、安全性の調査・評価の事業等に拠出を行い、ワークショップ等を開催しました。また、国際的核不拡散体制に貢献するため、アジアの国々を対象にした核不拡散・核セキュリティに関するトレーニングコースをIAEAと連携して実施しました。

②経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)での協力

経済協力開発機構原子力機関への拠出を通じ、原子力発電及び核燃料サイクルの技術的・経済的課題、放射性廃棄物、原子力発電の安全確保に関する技術基盤、産業基盤、放射線に関する知識の普及の調査検討活動や、東京電力福島第一原子力発電所事故をベースとしたNEAのベンチマーク研究等に協力、貢献しました。

③国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)

2006年に、米国ブッシュ前政権は、放射性廃棄物を減量し、核拡散抵抗性に優れた先進的再処理技術開発を促進するとともに、高速炉の開発を推進することを目指したGNEP構想を発表しました。2010年6月、GNEPは、IFNEC(The International Framework for Nuclear Energy Cooperation)に枠組みを変更し、核拡散のリスクを低減させながらも原子力利用と経済発展を実現するオプションを提供することを目的とした国際協力枠組みとして活動を行っています。IFNECにおいては、信頼性が高く、経済的な燃料サービス・供給の拡大に資する国際的な供給体制の構築等が議論されており、2015年度も、我が国はその活動に協力・貢献しました。

④原子力発電導入国等との協力

原子力発電を新たに導入・拡大しようとする国に対し、我が国の原子力事故から得られた教訓等を共有する取組を行っています。2015年度はベトナム、トルコ、カザフスタン、ポーランドといった国について、原子力発電導入国等からの研修生の招聘、我が国専門家等の外国への派遣等を通じて、原子力発電導入に必要な法制度整備や人材育成等を中心とした基盤整備の支援を行いました。加えて、ベトナムについて、

原子力発電の運転管理に携わる人材等を対象として、我が国の原子力発電所の運転シミュレータを利用した研修等を実施するとともに、我が国の運転管理等の専門家を当該国に派遣し、現地でセミナー等を開催しました。

○原子力発電導入基盤整備事業補助金

【2015年度当初：4.6億円】

東京電力福島第一原発事故の経験から得られた教訓を共有し、世界の原子力安全の向上や原子力の平和的利用に貢献すべく、原子力発電を導入しようとする国々において、導入のための基盤整備が安全最優先で適切に実施されるよう、原子力専門家の派遣や受入等により、法制度整備や人材育成等を行いました。

2. ウラン燃料の安定供給に向けた取組の強化

(1)海外ウラン探鉱支援事業補助金

【2015年度当初：8.0億円】

カナダ、オーストラリア、ウズベキスタン等において、我が国企業等による海外のウラン鉱山の権益獲得等のウラン資源安定供給確保の取組を進めました。具体的には、ウラン燃料の安定供給確保に資するウランの自主開発輸入の比率を高めるため、我が国企業によるウラン鉱山開発プロジェクトの円滑な進展を目的として、資源外交の強化、JOGMECによるウラン探鉱事業へのリスクマネー供給等を実施しました。

(2)濃縮ウラン備蓄対策事業補助金

【2015年度当初：0.9億円】

国際的なウラン燃料の安定供給への貢献及び国内の緊急時対策という観点から、国内のウラン貯蔵施設に一定量の低濃縮ウランを確保・備蓄し、必要に応じて当該低濃縮ウランを提供する体制を整備する事業を実施しました。